

ケースマネジャー養成フォローアップ調査

6月から7月にかけて、昨年度実施した第1回ケースマネジャー（CM）養成研修とカウンセリングスキル研修の参加者及びリソースパーソン・講師を対象に、インタビューを中心とした調査を行いました。調査の目的は、CM養成のために実施した2つの研修の効果を測り、今後更に強化が望まれる知識・スキルを特定することでした。

参加者に関しては、シェルターやNGOで働く職員30名から聴き取りを行いました。第1回CM養成研修に関しては、被害者支援の実務プロセスに対する理解が深まった、MDTメンバーへの迅速な照会に資するネットワークが構築できた、といった評価が寄せられた一方、残るニーズとして、ケースの記録や管理方法、損害賠償請求支援など法律に関する支援業務の方法、が挙げられました。カウンセリングスキル研修に関しては、演習が多く盛り込まれ参加型であったこと、被害者から必要な情報を引き出すためのインタビュースキルや問題解決手法を学べたことに高い満足度を示し、次回の研修では、被害者と効果的な信頼関係を築くためのスキルを学びたい、との希望が寄せられました。

講師・リソースパーソン7名からは、参加者の間では未だ、法律を解釈し実務に適用するスキル、何をどのように聴くのかといった聴き取りスキル、訴追で活用できる記録を作成するスキルが不十分であることが指摘され、こういった点をカバーして次回研修カリキュラムを組むように提案

がなされました。調査の終盤には、日本から、女性に対する暴力の被害者支援において豊富な経験を持つソーシアルワーカー

石本宗子短期専門家(写真左)に参加頂きました。



石本専門家は、調査に参加し観察した課題として、以下の点を指摘されました。

- ケースマネジャーによる被害事実の聴き取りは、訴追のためだけでなく、被害者本人の事実の整理・エンパワメントのために行うのであるから、共感的な視点が重要である。
- 性被害に対する正しい認識をもち、被害者に対する偏見をなくすことが必要。被害者の気持ち理解できなければ被害者との信頼関係は築けないし、被害者のエンパワメントも困難になる。

タイは、米国国務省の人身取引報告書で加害者の訴追が少ないことを批判されているせいか、確かに人身取引対策の方向性が加害者訴追に傾いています。しかしながら、ケースマネジャーは被害者中心主義、つまり被害者のエンパワメントを第一に職務に当たらなければならないということを経験によって再認識させられました。

今後、関係者と協議を重ね、9月の第2回CM養成研修やその後予定している活動にそれらの視点を取り入れていきます。

地方MDT強化：チェンライ県・

パヤオ県の共同MDT研修（7/23-25）

パヤオ県とチェンライ県の社会開発人間安全保障事務所が共同で実施した、タンボン自治体職員向け研修にプロジェクトも側面支援を行いました。研修は、ドメスティックバイオレンス（DV）法、児童保護法、人身対策取引法の3つの法律を知ってもらうことを目的に行われました。

タンボン自治体とは、タイ地方行政の末端単位の組織で、タンボン自治体職員が効果的に村の社会問題に対応していくには上記3つの法律が重要です。村で、児童虐待、DV、人身取引等の問題が起こった時、タンボン自治体の職員が、村民、学校の先生、警察と協力しながら対応できるようにするというのが研修の狙いでした。

どこの村も、タンボン自治体の職員は貧困家庭の対応に忙しそうでした。特に、貧困家庭で身体障がい者を抱え親が不在で祖父母が面倒をみている、親が犯罪者で子どもの面倒をみる人がいない、DV・家庭内での虐待などの話が沢山出ました。主催者である社会開発人間安全保障事務所の職員は、早期発見と早期対応が重要であり、人身取引対策法についての説明の際、崩壊家庭から逃げ出した子どもが人身取引被害者になるリスクが高いと指摘しました。

今回の研修には、チェンライ県の社会開発人間安全保障事務所が、プロジェクトのパイロット地区であるチェンコン郡及びウィエンケン郡のタンボン自治体の職員を優先的に招待してくれましたが、当日はチェンコン郡からの参加者が予定の半分の出席、そしてウィエンケン郡は参加者ゼロという結果になりました。理由を聞いてみると、郡事務所とタンボン自治体との調整がうまくいっていなかったとのこと。研修の中身も大事ですが、基本的なロジもなかなかスムーズにいかない実態があります。今後、プロジェクト主催で行う研修では、それらに留意して調整等に力を入れていきたいと思えます。



研修後にチェンライ県副知事(写真右)から「女性、子ども、家族の権利センター」と記した看板をもらうタンボン自治体代表者

千葉県母子生活支援施設 の職員をお迎えしました (7/26-28)

千葉県の母子生活支援施設で働く 11 人のメンバーによるタイ施設視察の受け入れを行いました。女性と子どものための長期シェルターであるクレットラカーン・シェルター、乳児から6歳

までの子どもを保護するランシット・ベビーホーム、そしてチェンライ県及びパヤオ県の「子どもと家族のためのシェルター」を視察しました。



近年、母子生活支援施設でも外国人の利用者、特にDV被害者が増加傾向にあり、彼女たちの保護に至る以前の日本への入国過程に目を向けると、そういった女性の多くが何らかの人身取引被害に遭遇しているそうです。彼女たちの背景を知ることが彼女たち自身の抱えている問題を理解することに繋がるため、人身取引被害者の送出国でもあり、受入国、経由国でもあるタイの現状を知り、外国籍利用者への理解を深め、今後の支援に活かすことが視察の目的でした。

視察した11人のメンバーからは、法律に基づき各県に設置されているタイのシェルターでは、男女の別なく様々なケースを受け入れ、ローカルネットワークを駆使して支援していること、タイの社会的通念やコミュニティによるプレッシャーを利用し、DVケースでもできる限り家族崩壊にならないように支援していること等、タイの支援スタイルを学ぶことができたとのコメントを頂きました。

今回の視察は、毎年、タイのMDTメンバーが日本で視察先としている児童福祉施設・母子生活支援施設の「FAH こすもす」の声掛けで実施に至り、「FAH こすもす」を訪問したタイ人の職員は彼女たちとの久々の再会を喜んでいました。